

指導者確保支援事業 実施要項

1 目的

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加入クラブが質の高いスポーツ活動を実施できるようにするため、県内のスポーツ医・科学人材(アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、スポーツメンタルトレーニング指導士など)や競技団体等の指導者をクラブが新規に立ち上げるスクールやスポーツ教室等の講師、指導者等として派遣する。

2 実施内容

1) 対象クラブ

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加入クラブとする。

2) 実施要件

クラブにおいて新規のスクール等を立ち上げる又は既存のスクール等を拡充するもの。当該スクール等が3か月以上にわたり10回以上継続的に開催されること。

※スクール等の拡充例

- ・未就学児や小学生を対象としたアスレティックトレーナーによる身体的準備指導
- ・中学生や高校生を対象とした、競技団体の指導者によるハイレベルな指導や競技体験教室
- ・高齢者を対象としたアスレティックトレーナーによるコンディショニング指導
- ・パラスポーツの競技団体の指導者による障害者スポーツ教室など

3) 実施内容

スポーツ教室等の充実に取り組むクラブに対して、県内の競技団体の指導者やスポーツ医科学人材等を派遣する。

対象クラブのうち、指導者の派遣を希望するクラブに対して、予算の範囲内で指導者を派遣し、指導員への報酬を支払う。指導者は愛知県スポーツ協会が派遣するものとし、指導者に対する報酬は、1時間当たり5,000円に時間数(年間最大48時間)を乗じた額とする。

4) 派遣事業実施期間

令和5年6月1日(火)から令和6年2月15日(木)

5) 実施クラブ数

60クラブ(運営体制構築支援事業10クラブ含)

6) 対象経費

対象経費は謝金、旅費、保険料とし、(公財)愛知県スポーツ協会(以下「県スポーツ協会」という。)より直接派遣指導者に支払う。なお、会場使用料等その他の経費はクラブ負担とする。

7) 事業の流れ

- ① 本事業を希望するクラブは派遣指導者について事前に県スポーツ協会と協議の上、

事業開始予定日2か月前までに愛知県スポーツ協会に申請書(様式1-1)及び申請資料(様式1-2)を提出する。

- ② 県スポーツ協会は申請の内容を基に派遣指導者を選定し、クラブ及び派遣指導者に通知をするものとする。
- ③ クラブは事業終了後1ヵ月以内または2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式3-1)を県スポーツ協会へ提出する。
- ④ 県スポーツ協会は派遣指導者に謝金及び旅費を支払う。
- ⑤ クラブが事業の内容を変更、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、承認申請書(様式4-1)を提出し、その承認を受けなければならない。

3 保険加入について

派遣指導者の傷害保険及び賠償責任保険への加入については、県スポーツ協会が一括して保険申込手続き、保険の契約、保険料の納付等事務を実施する。

連絡先

(公財)愛知県スポーツ協会(担当:山田)

TEL:052-264-1010 FAX:052-264-0909

E-mail:yamada@aichi-sports.or.jp